

各自確認用  
提出不用

## 学童保育所入所許可申請等必要書類確認票

※学童保育所の入所申請にあたって必要な書類の確認票です。書類不足や提出先の誤り等の無いようご活用ください。提出は不要です。

提出書類		確認欄
【指定様式】白井市学童保育所入所許可申請書		
【指定様式】児童調査票		
保育を必要とする事由を証する書類（▶入所案内3ページ参照）		
該当する項目の同居の20歳以上65歳未満の方全員分	① 就労（1日4時間以上月12日以上の勤務かつ午後3時以降の帰宅）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 【指定様式】就労証明書</li> <li>■ 自営業の場合以下の書類を添付 &lt;前年から自営業を行っている場合&gt;確定申告の写し &lt;今年から自営業を行っている場合&gt;開業届等の写し</li> </ul>
	② 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 在学証明書</li> <li>■ 時間割の写し</li> </ul>
	③ 妊娠、出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 母子健康手帳の写し（表紙及び出産予定日が記載のページ）</li> </ul>
	④ 保護者の疾病、障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 以下のいずれかの書類 ○医師の診断書 ※診断書には、「診断名」「現在の状況」「家庭での保育の可否」「期間」についてもご記載ください。 ○障害者手帳の写し ※障害を事由とする場合、医師の診断書は必要ありません。</li> </ul>
	⑤ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 医師の診断書 ※診断書には、「診断名」「現在の状況」「家族の介護・看護の必要性」「期間」についてもご記載ください。</li> <li>■ ご家族の状況についての申立書 ※申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」「介護・看護に従事している1日の時間及び1か月あたりの日数」をご記載ください。</li> </ul>
	⑥ 災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 罹災証明書</li> <li>■ 灾害状況についての申立書 ※申立書の様式は任意ですが、「住所」「保護者氏名」「児童氏名」「児童生年月日」「具体的な災害状況」「ご家族の生活状況（保育ができない理由）」「期間」をご記載ください。</li> </ul>
	⑦ 求職活動（起業準備を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要書類はありません</li> </ul>
	⑧ 育児休業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 育児休業の期間が明記されている就労証明書</li> </ul>
	⑨ その他（書類名：）	
保育料の減免申請で必要となる書類（▶入所案内6ページ参照）		
申請者全員 該当する項目ひとつ 減免申請書に添付	【指定様式】白井市学童保育所保育料減免申請書	
	① 生活保護法による被保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 受給者証の写し</li> </ul>
	② 住民税非課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 以下の場合は課税（非課税）証明書 ・令和7年4月～8月分保育料の減免申請の場合で令和6年1月1日に白井市に住民登録がない…令和6年度課税（非課税）証明書</li> </ul>
	③ 住民税均等割りのみ課税世帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年9月～3月分保育料の減免申請の場合で令和7年1月1日に白井市に住民登録がない…令和7年度課税（非課税）証明書</li> <li>■ 上記以外の場合必要書類はありません</li> </ul>
	④ きょうだい同時入所	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 必要書類はありません</li> </ul>

### 入所許可決定後に手続きが必要となる書類

○様式を入所許可決定通知に同封しますので、お手続きをお願いいたします。（様式は市HPからダウンロードすることも可能です）

対象者	提出書類	確認欄
全員	«銀行窓口へ提出»【指定様式】口座振替依頼書（注：おやつ代等の引き落とし手続きとは別です）	
ひとり登録所等を希望する場合	«各学童保育所へ提出»【指定様式】登録所及び休所に関する届出書	

※ 上記以外に学童保育所（運営事業者）として手続き・書類の提出が必要な場合があります。

提出先をよくご確認いただき、書類の混同が無いようご注意ください。